

# 令和2年10月定例農業委員会 会議録

令和2年10月9日（金）

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 挨 拶

### 3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第1号 農地中間管理事業による権利設定について

### 4. その他

### 5. 閉 会

(午前9時30分開会)

・事務局

おはようございます。

令和2年10月農業委員会総会の開催前に、委員の皆さんにお願いを申し上げます。

本日の会議につきましては、議事録作成のため録音を行います。マイクの混線や雑音が入るのを防ぐため、発言者以外の方はマイクの電源を切っておいてください。ご発言の際は挙手をして、議長の指名があるまでお待ちください。

ご発言は議長からのご指名の後、マイクの電源を入れて、お名前をおっしゃってからご発言願います。

それでは、開会にあたり事務局よりご挨拶申し上げます。

・事務局

皆様、改めましておはようございます。

本日の農業委員会10月定例総会の開催にあたりまして、足元の悪い中、出席いただきましてありがとうございます。

本日、北岡事務局長につきましては、別の公務と重なりまして出席がかないませんので、私の方からご挨拶させていただきます。

さて、秋の農繁期も最盛期を迎えまして、農家の皆様は非常に忙しいと思います。さらに、台風14号が明日明け方、紀伊半島に最も近づくと見られまして、先日から続いている雨も含め非常に心配な状況となっております。

そういった状況ではありますけども、本日、実は案件が少し多くなっております。事務局といたしましてもできるだけスムーズに進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、先日、9月28日に農業委員会の方から市長に対しまして、農地等利用最適化推進施策に関する意見書が提出されました。これを受けまして、市としましては真摯に受け止めるとともに、本日この後説明させていただきます橋本市農業振興条例にも反映し、来年4月の施行を目指していきたいと考えております。

ということで、簡単ですが、私からのご挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

・事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となり、会議を掌理するとなっ

ております。

以後、会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。

令和2年10月の定例農業委員会ということで、農作業も大変ございますが、ご出席をいただきましてありがとうございます。

猛暑、猛暑と言うとりましたんですが、大変冷たくなりました。秋たけなわでございまして、刀根柿の方についてももうピークが過ぎたような感じでございます。

水稻の方では、農地利用状況調査等々で回っておりますと、今までに見たことのないようなウンカの発生被害がありまして、1枚の田んぼが全滅しているというような状況も見られました。

このような状況の中でございますけども、本年の米の作況は全国的に見ますと対前年比101とかで、コロナ禍で外食産業が大変需要が減少しており、在庫を抱えて荷動きも悪いというような状況で、概算金の支払いが昨年よりも安くなるというような予想がされてございます。水稻にとっては値段高けりゃええがなあと思うてんですが、なかなかそうもいかんようでございます。

先月、今、課長の方から挨拶ありましたけども、28日には皆さんにご承認いただきました農地利用最適化推進施策に関する意見書を、池田代理さん、林農政委員長さん、廣田副委員長さんの4人で平木市長さんに提出をしてまいりました。

その中で市長さんより、恐らく県下では初めてだと思うんですが、市の農業振興条例の制定の検討をすると、大変重い発言を頂きまして、市長の農業に対する思い入れというんか重要性の認識というのを頂いているなというふうに強く感じたところでございます。

今、コロナ禍から地方暮らしの希望者が増加しつつあることから、年代により差はあるそうですが、総合的に見ますと、移住希望者のトップが長野県、2位が広島、3位静岡、4位北海道、5位山梨といった順々になっておるそうでございます。本県にとりましては、50代の方が10位で希望しておるというようなところでございます。

都市住民の生活様式の変化と価値観の多様化と、ウィズコロナ時代に新たな動きがあるということで、仕事と収入がキーワード

でなっておるそうでございますが、併せて魅力あるまちづくりというふうなことが解説されてございました。

そういうことで、本市についてもこういう趣旨を念頭に置きまして、市政の運営にさせていただきたいなど、こない思っているところでございます。

それでは、定例の農業委員会の議題に入っていきたいと思います。

・ 議 長

事務局から先ほど説明ありましたとおり、会議の議事録作成、厳格に正確に行うということになってございますので、ご発言の際は、挙手の後、お名前をおっしゃってから行っていただくようお願いいたします。

事務局から本日の出席委員について報告を願います。

・ 事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。

農業委員11名中11名全員の出席でございます。以上です。

・ 議 長

事務局報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、当職から議事録署名人の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号1番吉田耕平委員、議席番号10番池田泰子委員の2名を指名いたします。

また、書記には事務局職員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案5件、報告1件です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・ 事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。議案書の3-1ページと位置図の3-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市吉原・・・、登記簿地目及び現況は畑。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、申請に及びました。譲受人、・・・の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・で、橋本市内全域の下限面積20aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は耕運機1台、草刈り機2台、動力噴霧器1台を所有しており、農業従事者は2名です。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いいたします。

なお、会議は議事録作成のため録音をしています。マイクを用意していますので、発言の際にはマイクを使用し、発言の冒頭でお名前をお願いします。

9番岡本彰文委員。

・ 岡本委員

岡本でございます。この場所は字のとおり山の谷間になっておりまして、なかなか作りにくいような場所なんですけども、ちょうど・・・さんももう困難になってきたのでということで話があがりまして、・・・さんが後を引き受けましょうということで、山谷でございますので、栗でも植えてやろうかということでやっております。特に問題ございません。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

．．．．．

・議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市菖蒲谷・・・、位置は・・・より南東、・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目は畑、現況は休耕地です。譲受人、・・・は障害者施設を運営する会社で、新たに施設を建設したく適地を探していたところ、農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、障害者施設として作業所及び椎茸栽培用のビニールハウスを建設します。排水については、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て申請地西側側溝を経由し河川へ放流、雨水については自然浸透及び申請地西側側溝を経由し河川に放流します。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は6筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書及び融資証明書が添付されています。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町上

兵庫・・・、・・・、・・・、・・・、位置は・・・より南、・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目、現況は田です。譲受人は集合住宅を建設するため適地を探していたところ、高齢となり農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、申請地の・・・と申請地西側に隣接している登記簿地目宅地となっている土地と併せて事業用地を・・・とし、木造2階建て集合住居2棟を建設し、入居者駐車場23台分を整備します。排水について、汚水、雑排水については申請地北側の公共下水に接続し、雨水については自然浸透及び敷地内に新たな排水溝を設置します。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は4筆ありますが、3筆は同意を得ており、申請地東側の隣接地については同意が抜けており、申請者に確認したところ、道路の幅員が約4mと広いため同意を省略したとのことです。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書及び融資証明書が添付されております。

#### ・事務局

なお、本申請につきましては、隣接同意が1筆抜けておる状態でございます。こちらにつきましては、先ほど説明させていただいたとおり、業者の方の考え方と市の方の考え方が合致していないために抜けております。

このことにつきましては、申請業者の方に直ちに同意を求めるように強い強い指導を行っている次第でございます。

なお、本申請につきましては、開発協議も係るため、橋本市まちづくり課の許可が必要になるため、また別途、区の方にもご説明に上がるということでございますので、そのタイミングで同意を取り付けたいと思っております。以上です。

#### ・事務局

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市胡麻生・・・、位置は・・・より西、・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目は田で現況は休耕地です。譲受人は資産形成のため太陽光発電事業を行うため適地を探していたところ、農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画に

よりますと、太陽光パネル216枚、合計出力93.96kW、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置します。排水について、汚水、雑排水については発生せず、雨水については自然浸透及び敷地内の収集桝を設け、申請地西側の側溝に放流します。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

・事務局

こちらの案件につきましては、担当委員より地元説明会が開催されていないとの指摘を受けましたので、生活環境課の方に確認をいたしました。

申請自体は、申請者の方からまだ橋本市の条例に係る申請が行われていない状況になります。今後、申請があり次第、地元区の区長を窓口にて日程調整の上、開催するという予定であると伺っております。

なお、農地転用の許可が先行して下ろされることはございません。同時許可というシステムがありますので、そちらで必ず説明会が行われた後、許可ということになると思われれます。以上です。

・事務局

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。位置図の5-4ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町名古曾・・・、位置は・・・より南、・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は不動産販売業を営む会社で、小学校に近く子育てのしやすい場所に分譲住宅を開発できる適地を探していたところ、高齢で農地の維持管理が困難になった譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、5棟の分譲住宅を建設いたします。排水について、汚水、雑排水については申請地北側の公共下水道に接続し、雨水については自然浸透及び申請地北側新設側溝に放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び引の池水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積



もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号5番の案件についてご説明いたします。位置図の5-5ページをご覧ください。申請地は橋本市野・・・、位置は・・・より南東、・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。賃借人は自身の両親と同居しておりますが、子どもが大きくなり現在の住居が手狭になってきたことから新居を建設する適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難になっていた自身の父親の賃貸人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、平屋の個人住宅を建設いたします。排水について、汚水、雑排水については申請地南側の公共下水に接続し、雨水については自然浸透及び申請地北側の側溝に放流します。このことについて、地元区長の同意書が添付されています。隣接する農地は5筆ありますが、1筆は申請者の所有地であり、残り4筆については同意を得ており、現地調査を行ったところ転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号6番及び7番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-6ページをご覧ください。申請地は橋本市清水・・・、位置は・・・より西、・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は、・・・が畑、・・・が田です。譲受人は・・・を営む会社で、現在の事業所の駐車場は約3台分しか確保できず、また、傾斜地であることから危険性が高く、安全で駐車スペースが十分に確保できる場所に適地を探していたところ、農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と、遠方に住んでいて農地の維持管理が困難になっていた譲渡人と3者の話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、申請地・・・㎡と申請地西側に隣接している登記簿地目宅地となっている土地と併せて事業用地・・・㎡とし、動物病院兼居宅及び10台分の駐車場を整備します。排水については、汚水、雑排水については合併浄化槽を経て申請地北側水路へ、雨水については自然浸透及び敷地内収集後、申請地北側水路へ、駐車場については申請地西側の水路へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地は2筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上

の残高証明書及び融資証明書が添付されています。

・事務局

本申請についてご説明を申し上げます。

6番、7番と別々の申請になっておりますが、地元委員の意見照会には添付書類は同一のものを添付させていただきました。このことにつきましては許可権者である県の指導のもとで行ったわけではありますが、地元委員の方から再度確認するようにご指示賜りましたので確認いたしましたところ、同一事業とみなして同じ書類を添付することが可というお答えを頂きました。そういう状況でございます。以上です。

・事務局

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから順次追加説明をお願いします。

・木下委員

2番木下です。1番の案件なんですが、・・・さんは10年ほどこの田んぼは作ってないということで、今回、・・・さんから売ってくれという話があり、手放すということになったみたいです。

・・・さんの代表も林さんということなんですが、親戚とかそんなんではないということで、今回、椎茸栽培のハウス施設を作るということで、初めてですが頑張るということですので、許可相当と判断します。ご審議よろしくお願いたします。

・田中（一）委員

7番田中ですが、事務局の説明していただいたとおりで、私の方から何も言うことはございません。以上です。

・田中（里）委員

6番田中です。隣接農地同意書、水利組合同意書も添付され、

事務局の説明どおりです。申請地の南側には集合住宅が建っています。近くには・・・もあり、・・・の隣接には住宅が何軒か建っています。また、道を挟んで東側には今年3月に申請のあった10棟の住宅建設の予定地が周辺にはあります。以上です。

・林委員

8番の林です。・・・のちょうど前なんですけど、・・・さんというんですが、・・・、農業も、・・・の上でトラクターで一応耕して・・・の子どもに負けないということで 耕しておりました。

高齢になり、1人になり、 ということ、  
長いこと農業委員、20年間ほどしたということ  
で、いろいろお世話になりました。

・・・さんは・・・周辺の開発というんですか、一生懸命なされてるということで何も問題ないと思います。よろしく願います。

・佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。5番の案件、・・・さんと・・・さんは親子なので、今一緒に住んでいるんですけど、子どもが大きくなって手狭になって、家を建てたいというふうな要望でして、事務局の言うとおりに、問題はありません。

・廣田委員

5番の廣田です。6番、7番の案件ですが、事務局の説明のとおりであります。場所は・・・を渡って、・・・の入り口の右側でございます。何も問題ないと思っております。以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。  
どうぞ。

・廣田委員

5番の廣田ですが、事務局にちょっと確認ですんやけども、案件の2番で、同意書がないというのがありましたのですが、何か道を隔ててあるさかいに同意がないという説明やったように思うんですが、そうですか。

・議 長  
事務局、どうぞ。

・事務局

お答えさせていただきます。

和歌山県の場合は、海南市を除く市自体は許可権、4条、5条につきましては許認可権を持っておりませんので、いろんなことで皆さんにご迷惑、ご負担をおかけするんですが、そのことと、町についてはこの許認可権を持っている状態ということで、市町村によって対応がまちまちなため、申請業者の方が混同したというふうな言い方をしておりましたが、今回の案件につきましては、4m道路が間に入っておるので隣接同意は要らんというふうに勘違いをしていたということでございました。

ただし、橋本市農業委員会につきましては、許可判断の1つということで隣接同意は必ずもらうように指導をしております。今回につきましても当然、4mの道が挟んどるから要りませんということではなくて、遅れてでもいいのできちっと同意は取るように指導を求めました。

また、県下におきましても、例えば紀の川市の場合は、4.5mの水路が走っている場合でも、これはもう水路を挟んどるので隣接農地とはみなさないという自治体もあるんですけども、橋本市につきましては、平場で一体の土地として見れる場合には隣接同意を求めております。今後もこの姿勢については堅持していく予定でございます。以上です。

・議 長  
どうぞ。

・廣田委員

5番の廣田ですが、前というか、今まで私の認識しておる範囲内では、道路で囲まれた所は隣接の同意は要らんということにずっと頭の中にもありましたんですが、道路に囲まれとったら、国道の前と後ろやったら、国道を隔てて向こうは隣接同意要るんかという、へ理屈ですが、なってきますんですが、道路で囲まれておれば隣接同意は要らないように思うんですが、この点、はっきりとああやこうやということを決めといていただかんと、私たちが

現地へ行った時に、ここは同意書要りませ、ここは要りません  
でという判断に非常に苦しむと思うんですが、いかがでしょうか。

・ 議 長  
事務局。

・ 事務局

委員ご指摘のとおりで、今まではそういうふうに指導しておっ  
た時期もありました。が、今現在は、隣接同意につきましては何  
m道路とは言わず、例えば、大きい高低差があつて、明らかにこ  
れは隣接ではないと認められる場合には求めてはおりません。た  
だ、突き詰めていきますと、隣接同意につきましては法定添付書  
類ではないので、必ず必要な書類ということではないんですけれ  
ども、橋本市農業委員会といたしましては、例えば、今、委員が  
おっしゃつた、四方が道路に囲まれておる場合であっても、隣接  
耕作者がおる場合には、きちつと事業説明をした上で同意を得ら  
れるものなら得てきてくださいというふうに指導を行つておる次  
第でございます。

・ 議 長  
よろしいですか。

・ 廣田委員

ええことない。そうかい、そないなりましたんかい、今。聞いて  
悪いんですけど、大きな道で、例えば、市道で救急車や消防車が入  
るような道で周りが囲まれとつてでも、ほな隣接つてどないして  
判断するん。我がとこの真前に道あつて、向こうが3つほどに  
分かれとつたら、土地が分かれとつたら、それもう3軒の隣接と  
して判断するんか。隣接同意として。自分とこの対岸に3つにこ  
ないして分かれとつたら、それも道路の向こう側で隣接として判  
断していくのかという話ですが、お願いします。

・ 議 長  
事務局、どうぞ。

・ 事務局

具体的に申し上げますと、地図をご覧いただきたいんですが、

5-6の地図をご覧ください。これは例で申し訳ないんですけど、この申請ではないんですが、ちょっと右の上の方に・・・という所があります。ここについて申請が出た場合には、この前面の道を挟んで・・・、・・・かな、の・・・も、ここはもうきちっと隣接同意もらってきてくださいねということで今はお願いをしている最中です。

ただ、先ほど申し上げましたが、隣接同意につきましては、少なくとも県内で統一されたルールがございませんので、そちらで各農業委員会それぞれの判断ということで、橋本市農業委員会としては、地続きであれば隣接同意もらっていただくというふうに進めております。

ですので、対岸というか向かい側の3軒がその申請地に引っ付くようであれば隣接同意をもらうように、事務局の方では業者に、また、申請者に指導をしております。以上です。

・ 議 長

いいですか。

・ 廣田委員

はい、結構です。

・ 議 長

ほかにありませんか。

どうぞ。

・ 廣田委員

これも事務局にお尋ねしたいんですが、5番の案件ですが、地元の水利組合や区長さんから同意はあったんやけども、地元説明が終わってないさかいに手続を保留しとるということでございましたが、この地元説明をするせんというのは、どこかで決められとるわけですか。

・ 議 長

どうぞ。

・ 事務局

5号の案件ですね。

・ 廣田委員

そうです。3番の案件の。

・ 事務局

こちらは出力が49.5kWということになりますので、これ50kW以上であれば県条例が係ってきて、数ある段階があるんですけども、この段階まで来たら農地転用の申請をしていいですよという段階がもう明確に決められておるんです。その段階まで行くまでに地元説明という項目もあって、それぞれがクリアになって初めて農地転用の申請に至るんですけども、50kW以下ですので、橋本市条例でうちが対応になるんですが、橋本市条例の方ではそのような明確なルールが決められておりません。

ただし、県の方は許認可になるんですけども、市の方は届出になりますので、やりますと言うたら、もうそのまま行ってしまいうような状況です。

ですので、橋本市農業委員会としましては、農地転用の明確な、明確なというか、実現性を問うところがありますので、果たしてそれができるのかでけへんのかのところ争点になってくるのかなと思っております。

・ 議 長

どうぞ。

・ 廣田委員

しちくどう聞いて悪いんですけど、5番の廣田ですが、50kW以下で市が許認可できるものについて、さっきの隣接同意、ここは地元同意は要ると言うて、ここはえんでと言うてって、おかしいと思うんです。それはもう、こういう場合は要らないとか要るとか、そこを農業委員で判断せいと言われても非常に難しいと思うんですが、いかがでしょうか。

・ 議 長

どうぞ。

・ 事務局

まず、隣接同意についてですが。

- 廣田委員  
もうそれ、もういい。
  
- 事務局  
いいですか。太陽光につきましては、こちらにつきましては、説明会がという話になるんですけども。
  
- 廣田委員  
地元説明。
  
- 事務局  
はい。これ管轄する法律が変わってきますので、ごめんなさい、農業委員会といたしましては、直接踏み込めないのが実情でございます。  
委員おっしゃるように、県条例のように、この段階まで来たらきちっと農転していいよとか、そういうルールが明確になればいいですけども、橋本市の条例上はそこまで定まっておられませんので、何ともし難い状況にあります。これがもう現実でございます。
  
- 議 長  
いいですか。
  
- 廣田委員  
ええことないよ。まあ、ええです。分かりました。
  
- 議 長  
要するに、49.5kW以下の太陽光の場合、地元説明会が転用の許可するための条件になってないんよな。ただもう説明会をしてくださいよというだけの市の条例になっているので、農業委員会としては、そこへ直接タッチすることがでけへんのやな。
  
- 廣田委員  
でけへんのに、それが無いがゆえに延ばしとるわけでしょう、許可出すのは。



・議 長  
どうぞ。

・事務局

発言の訂正をお願いいたします。  
今、確認いたしましたところ、届出ですので、同時許可、許可という言葉がもう不適切でしたので取消をさせていただきます。  
あくまでも届出ですので、農地転用が地元説明会をしてないことによって引き延ばすことはございません。失礼いたしました。

・廣田委員

分かりました。ありがとうございます。納得いたしました。

・議 長

ほかにありませんか。

．．．．．

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は許可相当の意見を付して、原案のとおり県知事に進達することに決定いたします。  
議案第2号のうち、1番、2番、3番の案件は1,000㎡以上の転用となりますので、和歌山県農業会議の申合せ決議の規定により、農業委員会ネットワーク和歌山県農業委員会常設審議委員会への意見聴取の対象となります。事務局は資料の送付等の準備をお願いをしておきます。

・議 長

議案第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について を上程し、事務局の説明を求めま

す。

・事務局

議案第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について説明いたします。

議案書の納-1ページと位置図の納-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請者は橋本市小原田・・・、・・・、申請地は橋本市小原田・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、橋本市野・・・の全9筆で、合計・・・㎡です。本申請は相続納税猶予の適用を受けている農地について、引き続き納税猶予の適用を受けるため3年ごとに税務署へ提出するものになります。

以上について書類審査及び現地調査いたしました結果、証明するに相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・木下委員

2番木下です。問題なし、きれいに作られていました。以上です。

・議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・議長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書の基-1ページから基-2ページと位置図の基-1ページをご覧ください。今月の申請につきまして、新規で1件、再設定、継続の申請が3件となっております。合計4件ありますが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・。利用権の設定をする土地は橋本市神野々・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・です。現況地目は田及び畑で、面積は合計・・・㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は5年間となっております、利用権の設定を受ける者の耕作面積は約・・・となっております。本申請は継続、再設定の申請となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は、新規及び再設定の合計11筆、合計・・・㎡となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明あればお願ひします。

ありませんか。

.....

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願ひします。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）についてご説明いたします。

申請は合計3件ですが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。議案書の中ー1ページ及び位置図の中ー1ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市下兵庫……。現況地目は田で、面積は合計……。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は1年間となっております。

今回、利用権を設定する土地は合計4筆……。県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなります。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明あれば、

お願いします。  
ありませんか。

.....

- ・ 議 長  
それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

- ・ 議 長  
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。  
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

- ・ 議 長  
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、報告第1号 農地中間管理事業による権利設定について、事務局に報告を求めます。

- ・ 事務局  
それでは、報告第1号 農地中間管理事業による権利設定について、説明いたします。議案書の中報－1ページから3ページまでご覧ください。  
中間管理権を取得しました和歌山県農業公社より権利が設定された通知がありましたので、報告いたします。  
整理番号1番及び2番の案件につきましては、令和2年6月定例会で承認された案件となります。また、3番から5番につきましては7月の定例会で、6番から8番につきましては8月の定例会で承認された案件となります。  
以上、ご報告いたします。

- ・ 議 長  
皆様から、その他ご意見、ご質問はございませんか。  
ありませんか。

.....

- ・ 議 長  
それでは、以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案、  
報告はすべて終了いたしました。  
令和2年10月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年10月9日

会 長 土井 清美 ⑩

1 番 吉田 耕平 ⑩

10番 池田 泰子 ⑩